西尾市地域リハビリテーション活動支援事業　要支援個別訪問アセスメント

実施要領（平成31年度）

１　　事業名称　西尾市地域リハビリテーション活動支援事業　要支援個別訪問アセスメント

２　　背　　景　地域における介護予防の取り組みを機能強化するためにリハビリテーション専門職等の関与を促進する必要がある。

３　　目　　的　自立に向けたアセスメントを行うことができるように、地域包括支援センターへの活動支援を実施する。

４　　対　　象　介護認定要支援等で、地域包括支援センターが必要と判断した者

５　　実施者　理学療法士、作業療法士等リハビリ専門職

６　　方　　法（１）地域包括支援センターが必要と判断した場合、依頼書（様式1）を作成し、長寿課へ提出する。（訪問希望日については、ケアネットのケア倶楽部から西尾リハビリネットワークホームページへ入り、協力員の有無を確認し記入する。）

（２）長寿課は依頼書（様式1）を受理し、西尾リハビリネットワークに依頼する。

（３）西尾リハビリネットワークが訪問担当者を決定し、訪問担当者から担当地域包括支援センターへ連絡する。訪問日時の調整については、担当地域包括支援センターと訪問担当者が直接行う。

（４）依頼書（様式1）の写しを、担当地域包括支援センターから訪問担当者へ渡し、依頼内容を伝える。また以降、アセスメント内容、指導、相談等についても、担当地域包括支援センターと訪問担当者が直接行う。

（５）訪問終了後は、訪問担当者が報告書（様式2）を作成し、担当地域包括支援センターへ提出する。

（６）担当地域包括支援センターは訪問担当者から報告書（様式2）を受理し、長寿課へ提出する。

７　　内　　容　（１）理学療法士、作業療法士等専門職が、訪問により、地域包括支援センターの依頼に基づいたアセスメント（健康状態、機能・構造、活動、参加、個人因子、環境因子について、改善の可能性とアドバイス）を行い、本人・家族への相談・指導を実施する。

1. 理学療法士、作業療法士等専門職が、地域包括支援センターに対し自立に向けたアセスメントについての相談・指導を実施する。

８　　利用料金　無料

９　　謝　　礼　（１）訪問１回　9,000円（税込み）

（２）訪問担当者への謝礼は、原則として、長寿課が報告書を受理した月末締めで翌月の２０日に、訪問担当者が債権者登録した口座へ支払う。